発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年９月29日
【発行者の名称】	株式会社ＡＩＲ－Ｕ （ＡＩＲ－Ｕ　ＬＴＤ．）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田中　康之助
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目２番３号 青山ビル13階
【電話番号】	03-6277-6692
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　半田　祐樹
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ＡＩＲ－Ｕ https://air-u.jp 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第８期(中間)	第９期(中間)	第10期(中間)	第８期	第９期
決算年月		2024年６月	2025年６月	2026年６月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	6,059,515	6,809,497	7,240,610	12,934,430	14,004,396
経常利益	(千円)	1,104,734	714,033	892,975	2,028,584	1,838,244
中間(当期)純利益	(千円)	713,781	501,418	561,085	1,320,450	1,243,573
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(株)	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
純資産額	(千円)	3,988,292	5,136,614	6,456,486	4,645,658	5,903,894
総資産額	(千円)	5,501,274	6,623,753	8,076,450	6,379,723	7,525,777
１株当たり純資産額	(円)	129.85	166.15	209.59	150.51	190.88
１株当たり配当額(うち１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	23.79	16.71	18.70	44.01	41.45
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	70.8	75.3	77.9	70.8	76.1
自己資本利益率	(%)	20.2	10.6	9.3	34.3	24.3
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	520,369	376,910	445,594	1,253,199	1,093,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	14,781	△293,083	△1,001,667	△281,837	△280,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△28,359	△20,000	―	△48,359	△20,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	3,198,698	3,678,736	3,851,309	3,614,909	4,407,382
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	13 〔 ―〕	17 〔 ―〕	19 〔 ―〕	13 〔 ―〕	17 〔 ―〕

(注) １．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
４．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．株価収益率については、期中での取引実績がないため記載しておりません。
６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
７．2025年10月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当社は、＜つなぐチカラで、人々を幸せに＞をミッションに掲げ、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることができる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することで、人々の幸福と社会の進歩発展に貢献することを使命としています。また、【GLOBAL MOBILE SERVICE PROVIDER　～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなぐモバイル通信サービスを提供することで、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の実現を目指しております。

当社は、中長期利用ユーザーを対象とした国内通信インフラ事業（ポストペイドSIM）、訪日旅行客など短期利用ユーザーを対象としたインバウンドサービス事業/グローバルSIMプラットフォーム事業（プリペイド型SIM）、さらにはクラウドSIMシステム(注)を活用し世界中で利用可能なクラウドサービス運用事業を柱に、多彩な通信サービスを展開しております。これらを基盤にインバウンド需要への最適対応、法人を含む幅広いユーザーへのグローバル接続環境提供を実現し、ユーザー満足度の高い価値ある自社サービスのさらなる強化を推進しております。

(注)　複数のSIMが挿入されたクラウド上のサーバーより、各ユーザーが保有する端末にサーバー上のSIMに接続するための認証データが送られることで、各端末において通信が可能になる技術。各端末にはその時々で最適な通信環境となるSIMの認証データが送られる。

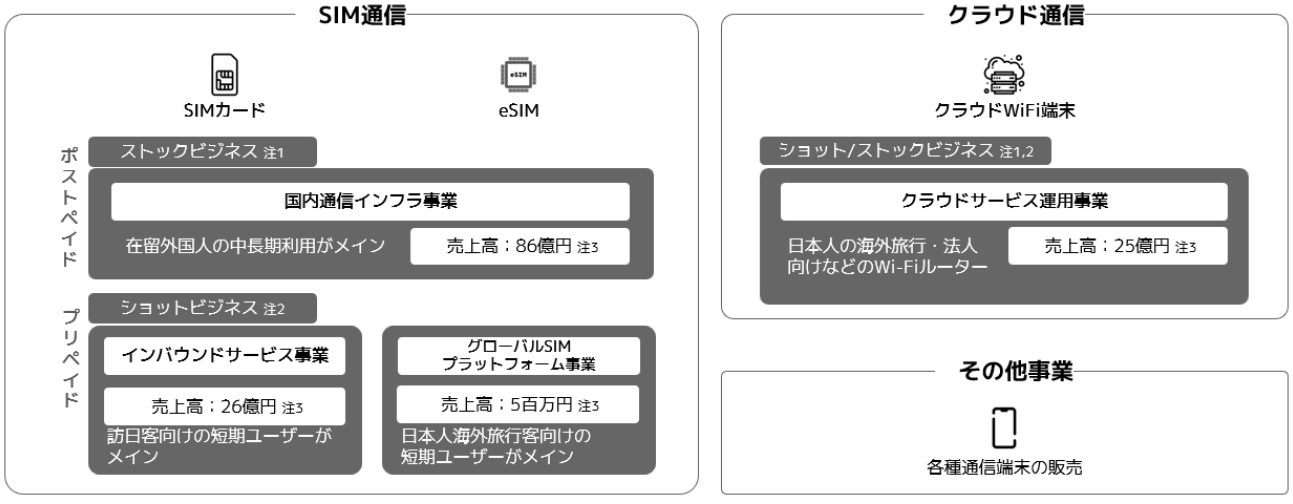
なお、当中間会計期間より、事業別の投資効率、収益性などを明確にするために、事業名を変更しております。新たな事業名は、主に日本国内において通信サービスの提供を行う「国内通信インフラ事業」、CLOUD AiR-WiFiの提供を行う「クラウドサービス運用事業」、インバウンドに対して通信サービスの提供を行う「インバウンドサービス事業」、アウトバウンドに対して通信サービスの提供を行う「グローバルSIMプラットフォーム事業」、「その他の事業」になります。

また、ｅ-プラットフォーム事業に含めていた一部をインバウンドサービス事業に変更しております。なお、前年同期比につきましては、変更後の数値に組み替えて比較しております。（詳細につきましては、後記の「第３ 事業の状況 ２ 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績」をご参照ください）

(1) 事業の種類及び概要

①　サービス種類

事業の種類	事業の名称	事業の概要
ＳＩＭ通信サービス	国内通信インフラ事業	在留外国人を含む国内ユーザーや中長期利用者向けに、ポストペイド型通信サービスを提供する事業
	インバウンドサービス事業／ グローバルSIMプラットフォーム事業	インバウンド・アウトバウンド旅行者向けに、プリペイド型通信サービスを提供する事業
クラウド通信サービス	クラウドサービス運用事業	クラウドSIMシステムを活用し、日本国内の利用者に加え、海外渡航者向けの通信サービスを提供する事業



（注１）　当社では、定期契約で月額利用料を得るビジネスモデルをストックビジネスと定義しています。

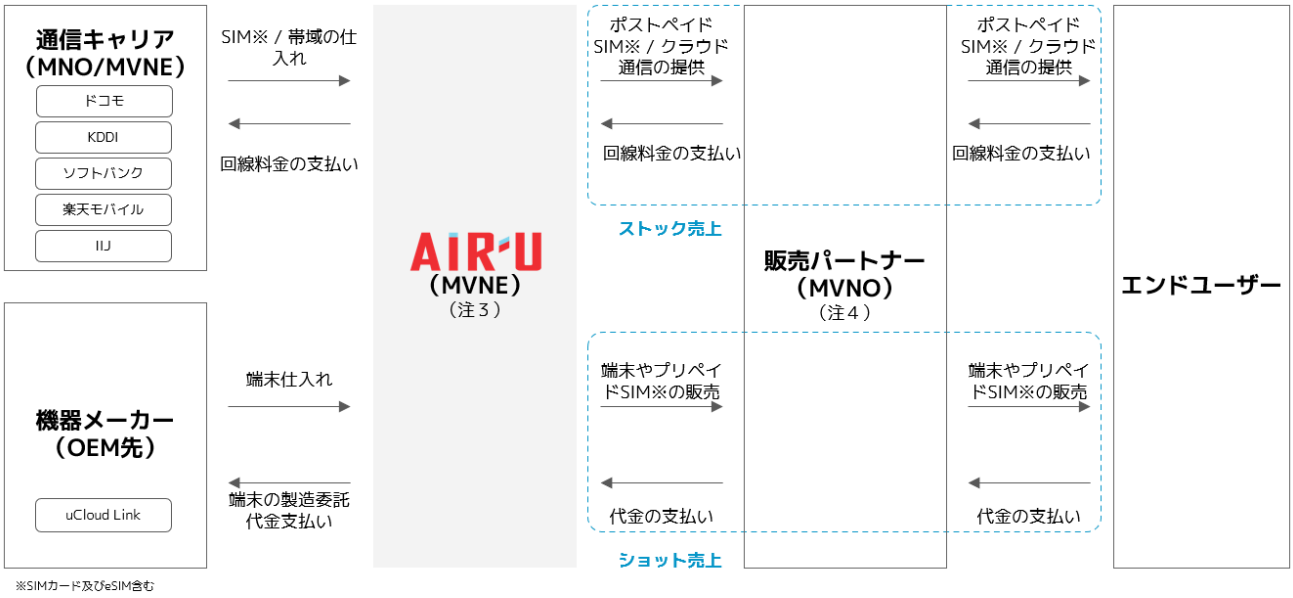
（注２）　当社では、主に短期利用目的の販売時売切型のビジネスモデルをショットビジネスと定義しています。

（注３） 各事業の売上高は、2025年12月期実績です。

報告セグメントは通信事業の単一セグメントであるため、各事業のセグメント情報との関連の記載は省略いたします。

SIM通信サービスにおいては、キャリア各社の通信サービスの再販あるいは自社ネットワーク（注１）を活用した通信サービスの提供をポストペイド型／プリペイド型で展開しています。

クラウド通信サービスにおいては、ODMメーカーと連携してクラウドSIMシステム（注２）を活用した端末開発を行い、販売パートナーを通じてユーザーへ提供しています。



（注１） 当社が自社で運用しているNTTdocomo回線の4G/5G対応の帯域ネットワーク。

（注２） 複数のSIMが挿入されたクラウド上のサーバーより、各ユーザーが保有する端末にサーバー上のSIMに接続するための認証データが送られることで、各端末において通信が可能になる技術。各端末にはその時々で最適な通信環境となるSIMの認証データが送られる。

（注３） MVNEはMobile Virtual Network Enablerの略で、MVNO事業者に対して、加入者管理や課金処理などの通信インフラを提供する事業者を指す。自ら通信サービスを展開することはなく、MVNOの事業運営を技術面で支援する役割を担う。

（注４） MVNO事業者を含む通信事業者、海外拠点を持つ法人、在留外国人向けのサービス提供法人等。MVNOはMobile Virtual NetworkOperatorの略で、携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持たず、実際に保有する他の移動体通信事業者から借りて、或いは再販を受けて、自社ブランドで移動体通信サービスを行う事業者のことをいう。

a.国内通信インフラ事業（ポストペイド型SIM）

国内通信インフラ事業では、在留外国人を含む国内ユーザーや中長期利用者向けに、ポストペイド型通信サービス（注１）を提供しております。

本事業は、キャリア各社の通信サービスを販売パートナー企業に提供する方式と、自社ネットワーク（注２）を活用したオリジナル通信サービスを構築・提供する方式という二つのモデルで展開しています。当社は販売パートナーと再販契約を締結し、サービス設計、システム開発・提供、運用・管理業務を一貫して行いながら、主に在留外国人向けの中長期通信サービスおよびモビリティ向け通信サービスの拡販に注力しています。

販売パートナー企業先としては、MVNO事業者（注３）を含む通信事業者、海外拠点を持つ法人、在留外国人向けのサービス提供法人などがあり、これらのパートナーを通じてエンドユーザーへサービスを提供しております。

また、販売パートナー向けに独自開発したCRM(注４)システムを無償提供し、販売したユーザーの利用実績や動向を即座に把握できる環境を構築しています。提供キャリアが異なる場合や、販売店独自のプランであっても、請求データ等を当社CRMと連携可能とし、販売パートナー企業が自社ユーザーのステータスをスムーズに確認できる仕組みを整えております。

（注１） 月額課金又は従量課金等の後払い型の通信サービスモデル

（注２） 当社が自社で運用しているNTTdocomo回線の４G/５G対応の帯域ネットワーク

（注３） Mobile Virtual Network Operatorの略。 携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持 たず、実際に保有する他の移動体通信事業者から借りて、或いは再販を受けて、自社ブランドで移動体通信サービスを行う事業者のこと

（注４） Customer Relationship Managementの略。販売金額、停止再開処理を行える顧客管理システム

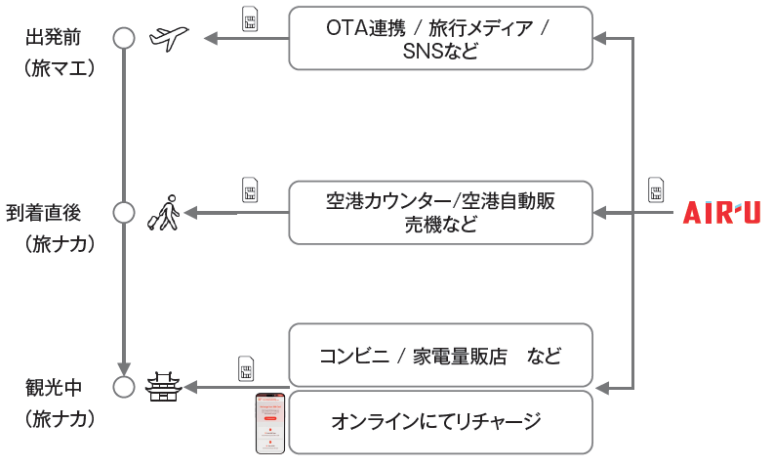
b.インバウンドサービス事業/グローバルSIMプラットフォーム事業（プリペイド型SIM）

当社は、海外からのインバウンド旅行者や国内の短期利用者向けに、SIMカードおよびeSIMを活用したプリペイド型通信サービス（注１）を提供しております。インバウンドサービス事業は訪日旅行客向け販売パートナーへ、グローバルSIMプラットフォーム事業は日本人海外旅行客向けの販売パートナーへ販売しております。

両事業においても、キャリア各社の通信サービスを販売パートナー企業に提供する方式と、自社ネットワークを活用したオリジナル通信サービスを構築・提供する方式の二つのモデルで展開しています。当社としては、安定した通信品質を武器として、販売パートナーの要望に応じてプラン(利用日数・データ容量)や販売形態（QRコード発行、店舗販売）をカスタマイズする自社ネットワークモデルに注力する方針です。また両事業においても、顧客管理のできるCRMシステムを提供しております。

主な販売パートナーには海外WEBサイト運営事業者、大手コンビニ、大手家電量販店、MVNO・通信事業者、自治体、海外法人、米軍基地拠点など多岐にわたる企業・組織が名を連ねています。ユーザーサポート面では、24時間365日、６言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）対応のカスタマーセンターを設置し、エンドユーザーサポートも包括的に提供できる体制を整えております。さらに音声対応が難しい方のためにAIチャットボットを導入し、問い合わせ応対の迅速化と利便性向上を実現しています。

また、足元の取り組みとして、プリペイドSIMの提供は従来国内における「旅ナカ」（目的地到着直後）での提供が中心となっておりましたが、足元は海外における「旅マエ」（出発前）の販売の拡大に取り組んでいます。また、旅の途中での通信量のリチャージのニーズに対応し、オンラインでのリチャージが可能なサービスの提供も開始しています。



（注１）　事前に料金を支払うことで通信サービスを利用する前払い型の通信サービスモデル。利用可能な通信量や期間に応じて、支払う金額が設定される。

c.クラウドサービス運用事業

クラウドサービス運用事業では、ODMメーカーと連携してクラウドSIMシステムを活用した端末開発を行い、日本国内の利用者に加え、海外渡航者向けの通信サービスを提供しております。利用者は、CLOUD AiR-WiFi端末を利用することで、国内だけでなく海外207の国（2026年６月30日時点）と地域で通信が可能となります。

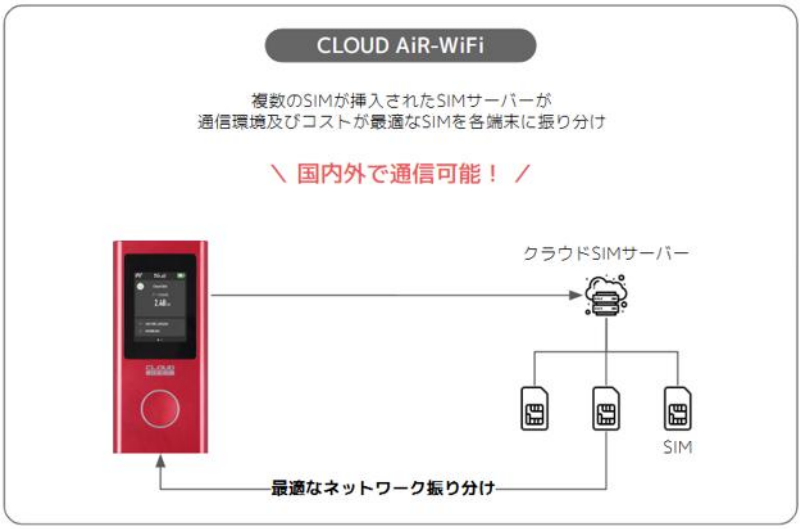
当社は、販売パートナーの要望に応じてプラン(利用日数・データ容量)をカスタマイズし、顧客管理のできるCRMシステムと共に提供しております。

国内大手通信事業者、WEB販売パートナー、MVNE、旅行代理店などの販売パートナーを通じて、エンドユーザーへサービスを提供しております。b.インバウンドサービス事業/グローバルSIMプラットフォーム事業と同様に、24時間365日、５言語(日本語、英語、簡体語・繁体語、韓国語、タイ語)対応のカスタマーセンターを設置し、エンドユーザーサポートも包括的に提供できる体制を整えております。

クラウドサービス運用事業では多様化するニーズに応じ順次新規端末をリリースしており、2025年５月 にWi-Fi中継機能（注）を搭載した「AIR-3」、2025年６月にはバッテリーレスで使えるType-C接続のスティック型Wi-Fiルーター「AIR-Stick Wi-Fi」をリリースしています。

（注）　Wi-Fiの電波が弱い場所に設置し、 Wi-Fiを利用可能なエリアを拡大する機能のことを言います。





d. その他の事業

当社は、上記の通信事業に加え、営業業務の受託や販売受託などの事業も展開しております。本事業では、新規販路開拓を目的とした営業業務の受託や、スマートフォン・タブレットなどの販売を行い、通信サービスとシナジー効果のある端末を組み合わせた提案を強化しています。

営業受託に関しては、海外事業者等が日本市場への展開を求める際に、当社が営業活動を請け負い、市場参入をスムーズに進める支援を行っております。また、当社が開発したオリジナル端末に通信サービスを組み込むなどのソリューション提供も実施し、販路拡大と事業成長の加速に貢献しています。

3 【関係会社の状況】

主要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年６月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19	38.2	3.0	6,806

(注) 1．従業員数は就業人員であります。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社は通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、個人消費や観光需要が続伸する一方、世界的な地政学的リスクや金融政策の急変、資源・原材料価格の高止まり、為替相場の変動など、複合的な外部要因が依然として先行き不透明感をもたらしています。

国内通信インフラ事業におきましては、主要ターゲット層である在留外国人マーケット及びモビリティ需要の増加が追い風となりました。出入国在留管理庁の調査によれば、2025年12月末時点の在留外国人数は約412万人（前年同期比9.5%増）と過去最多を更新しております。こうした良好な市場環境を背景に新規契約が着実に伸長し、当事業の売上高は4,733,285千円（同12.8%増）となりました。

インバウンドサービス事業におきましては、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2026年1月から6月の訪日外客数は2,108万人（前年同期比2.0%減）と微減で推移いたしました。併せて、当社が強化していた中国市場の団体客の減衰、市場競争の激化および既存チャネルの需要減退等の影響を受け、当事業の売上高は986,905千円（同26.8%減）と前年を下回る結果となりました。

クラウドサービス運用事業におきましては、2022年以降のテレワーク需要の沈静化に伴い、自治体導入案件で一定の解約が発生いたしました。しかしながら、2025年6月にリリースした新製品「AIR-Stick WiFi」の販売が好調に推移したこと等が寄与し、売上高は1,291,835千円（前年同期比3.2%増）となりました。2026年下半期は、新機種の一斉リリースもあり、業績拡大を見込んでおります。

グローバルSIMプラットフォーム事業におきましては、「世界どこでも、いつでも、何度でも」をコンセプトとした新サービス「AIR-Global Connect」の提供を開始し、量販店チャネルを中心に販売網の拡大を図っております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ556,072千円減少し、3,851,309千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は445,594千円となりました。これは主に税引前中間純利益860,549千円、法人税等の支払額280,690千円、棚卸資産の増加51,789千円、仕入債務の増加51,737千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,001,667千円となりました。これは主に定期預金の増加1,000,000千円等によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

（２）受注実績

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

（３）販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

なお、当社グループは単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの内容　（百万円）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）	前年同期比(%)
国内通信インフラ事業	4,733	112.8%
クラウドサービス運用事業	1,291	103.2%
インバウンドサービス事業	986	73.2%
グローバルSIMプラットフォーム事業	13	470.5%
その他事業	215	1788.6%
合計	7,240	106.3%

(注)１．前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）		当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社ジェネット	2,204	32.4	2,324	32.1
soonmobile株式会社	798	11.7	－	－

２．soonmobile株式会社の当中間会計期間は、割合が10%未満のため記載を省略しております。

３ 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser 契約上の義務＞

- 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

ｃ 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

ｂ 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまで

に掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は8,076,450千円となり、前事業年度末に比べ550,672千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加443,927千円等によるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は1,619,964千円となり、前事業年度末に比べ1,918千円減少いたしました。これは主に、買掛金の増加51,737千円、未払消費税等の減少27,190千円、流動負債その他の減少26,986千円等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は6,456,486千円となり、前事業年度末に比べ552,591千円増加いたしました。これは主に、中間純利益の計上による利益剰余金の増加561,085千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「１ 【業績等の概要】 （１）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「１ 【業績等の概要】 （２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年６月30日）	公表日現在発行数（株）（2026年９月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	120,000,000	90,000,000	30,000,000	30,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株であります。
計	120,000,000	90,000,000	30,000,000	30,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

第１回新株予約権

	中間会計期間末現在（2026年６月30日）	公表日の前月末現在（2026年８月31日）
新株予約権の数(個)	450(注) 1	450(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000(注) 1	225,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) 2	359,400(注) 2
新株予約権の行使期間	自　2024年４月14日 至　2043年４月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　359,400 資本組入額　179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) １．本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

３．新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社AIR-U第１回新株予約権第三者割当て契約証書（無償）」に定めるところによる。

４．組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
上記３に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第２回新株予約権

	中間会計期間末現在 (2026年６月30日)	公表日の前月末現在 (2026年８月31日)
新株予約権の数(個)	34(注) １	34(注) １
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000(注) １	17,000(注) １
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) ２	359,400(注) ２
新株予約権の行使期間	自　2025年５月13日 至　2043年４月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　359,400 資本組入額　179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) ３	(注) ３
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) ４	(注) ４

(注) １．本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

３．新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社AIR-U第２回新株予約権第三者割当て契約証書（無償）」に定めるところによる。

４．組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
上記３に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第３回新株予約権

	中間会計期間末現在 (2026年６月30日)	公表日の前月末現在 (2026年８月31日)
新株予約権の数(個)	51(注) 1	51(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,500(注) 1	25,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) 2	359,400(注) 2
新株予約権の行使期間	自　2025年７月16日 至　2043年４月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　359,400 資本組入額　179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) １．本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

３．新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③　本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
④　その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社AIR-U第３回新株予約権第三者割当て契約証書（無償）」に定めるところによる。

４．組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥　新株予約権の行使の条件
上記３に準じて決定する。
⑦　新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
⑧　新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
⑨　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年１月１日～2026年６月30日	―	30,000,000	―	30,000	―	―

(6) 【大株主の状況】

2026年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中　康之助	東京都世田谷区	28,205,000	94.02
株式会社ジェネット	東京都新宿区百人町一丁目20番22号第２ムサシノビル３階	1,294,000	4.31
トレ・コミュニケーションズ株式会社	千葉県印西市美瀬一丁目18番地９号	500,000	1.67
uCloudlink　Japan株式会社	東京都港区南青山二丁目26番37号VORT外苑前Ⅰ－６階	500	0.00
株式会社IPモーション	東京都港区芝浦一丁目3番3号	500	0.00
計	―	30,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年６月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	30,000,000	300,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。１単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	30,000,000	―	―
総株主の議決権	―	300,000	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第１回新株予約権

決議年月日	2023年４月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　2 当社従業員　9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第２回新株予約権

決議年月日	2024年５月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第３回新株予約権

決議年月日	2025年６月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年１月	2026年２月	2026年３月	2026年４月	2026年５月	2026年６月
最高(円)	―	―	―	―	―	―
最低(円)	―	―	―	―	―	―

(注)最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）　当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）　当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年1月１日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、かがやき監査法人による期中レビューを受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,407,382	4,851,309
売掛金	1,430,612	1,397,182
有価証券	37,508	38,924
商品	222,710	274,500
その他	18,099	45,085
流動資産合計	6,116,314	6,607,003
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	7,650	7,567
建物附属設備(純額)	39,626	38,083
車両運搬具(純額)	844	703
工具、器具及び備品(純額)	9,135	7,763
有形固定資産合計	57,255	54,117
無形固定資産		
ソフトウェア	380	320
無形固定資産合計	380	320
投資その他の資産		
投資有価証券	968,328	1,026,657
関係会社株式	1,000	1,000
繰延税金資産	83,130	59,431
保険積立金	147,575	154,128
敷金及び保証金	151,783	151,783
その他	10	22,010
投資その他の資産合計	1,351,828	1,415,010
固定資産合計	1,409,463	1,469,447
資産合計	7,525,777	8,076,450

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年６月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,150,672	1,202,409
未払金	61,252	66,614
未払法人税等	280,031	275,105
未払消費税等	47,095	19,904
その他	59,889	32,902
流動負債合計	1,598,940	1,596,936
固定負債		
その他	22,942	23,027
固定負債合計	22,942	23,027
負債合計	1,621,883	1,619,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,696,690	6,257,776
利益剰余金合計	5,696,690	6,257,776
株主資本合計	5,726,690	6,287,776
新株予約権	177,203	168,709
純資産合計	5,903,894	6,456,486
負債純資産合計	7,525,777	8,076,450

② 【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
売上高	6,809,497	7,240,610
売上原価	5,562,608	5,844,754
売上総利益	1,246,889	1,395,856
販売費及び一般管理費	※　466,237	※　569,285
営業利益	780,652	826,570
営業外収益		
受取利息	1,575	4,305
有価証券利息	19,070	21,197
為替差益	－	43,751
雑収入	701	150
営業外収益合計	21,347	69,404
営業外費用		
社債利息	104	－
為替差損	87,862	－
雑損失	－	3,000
営業外費用合計	87,967	3,000
経常利益	714,033	892,975
特別利益		
投資有価証券売却益	48,798	－
特別利益合計	48,798	－
特別損失		
固定資産除却損	2,500	－
投資有価証券売却損	9,722	－
製品保証費用	－	32,426
特別損失合計	12,222	32,426
税引前中間純利益	750,609	860,549
法人税、住民税及び事業税	273,319	275,764
法人税等調整額	△24,128	23,698
法人税等合計	249,190	299,463
中間純利益	501,418	561,085

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	750,609	860,549
減価償却費	3,386	3,518
受取利息	△1,575	△4,305
有価証券利息	△19,070	△21,197
社債利息	104	－
為替差損益（△は益）	87,862	△43,751
株式報酬費用	21,871	△8,494
投資有価証券売却損益（△は益）	△39,076	－
固定資産除却損	2,500	－
売上債権の増減額（△は増加）	103,029	33,429
棚卸資産の増減額（△は増加）	△36,154	△51,789
仕入債務の増減額（△は減少）	△10,368	51,737
未払金の増減額（△は減少）	△62,610	5,362
未払消費税等の増減額（△は減少）	△34,802	△27,192
その他	3,131	△75,885
小計	768,836	721,979
利息の受取額	1,575	4,305
利息の支払額	△104	－
法人税等の支払額	△393,396	△280,690
営業活動によるキャッシュ・フロー	376,910	445,594
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,975	△320
投資有価証券の売却による収入	106,714	－
投資有価証券の取得による支出	△393,511	－
定期預金の増減額（△は増加）	－	△1,000,000
保険積立金の積立による支出	△1,311	△1,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	△293,083	△1,001,667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	△20,000	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,000	－
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	63,827	△556,072
現金及び現金同等物の期首残高	3,614,909	4,407,382
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　3,678,736	※　3,851,309

【注記事項】

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（第一種中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

※　販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
販売促進費	197,178千円	290,177千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
現金及び預金	3,678,736千円	4,851,309千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－	1,000,000
現金及び現金同等物	3,678,736	3,851,309

（株主資本等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は、通信事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
国内通信インフラ事業	4,194,693千円	4,733,285千円
クラウドサービス運用事業	1,251,500千円	1,291,835千円
インバウンドサービス事業	1,348,421千円	986,905千円
グローバルSIMプラットフォーム事業	2,851千円	13,418千円
その他	12,029千円	215,165千円
顧客との契約から生じる収益	6,809,497千円	7,240,610千円
外部顧客への売上高	6,809,497千円	7,240,610千円

（注）１．　当中間会計期間より、事業別の投資効率、収益性などを明確にするために、事業名を変更しております。新たな事業名は、主に日本国内において通信サービスの提供を行う「国内通信インフラ事業」、CLOUD AiR-WiFiの提供を行う「クラウドサービス運用事業」、インバウンドに対して通信サービスの提供を行う「インバウンドサービス事業」、アウトバウンドに対して通信サービスの提供を行う「グローバルSIMプラットフォーム事業」、「その他の事業」になります。

前中間会計期間の「ｅープラットフォーム」に表示していた177,150千円は、「インバウンドサービス事業」174,298千円、「グローバルSIMプラットフォーム事業」2,851千円として組み替えております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）	当中間会計期間 （自 2026年１月１日 至 2026年６月30日）
１株当たり中間純利益	16円71銭	18円70銭
中間純利益（千円）	501,418	561,085
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る中間純利益(千円)	501,418	561,085
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000,000	30,000,000

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．2025年９月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年６月30日 毎年12月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	―
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新株交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりです。 https://air-u.jp
株主に対する特典	なし

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(１)会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(２)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(３)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年９月28日

株式会社ＡＩＲ-Ｕ
　取締役会　御中

かがやき監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　幹根
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　克則

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＡＩＲ-Ｕの2026年１月１日から2026年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＡＩＲ-Ｕの2026年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上